

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年5月25日
近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局が管理する一般国道の良好な道路機能を確保するため、適切な防災対策や災害復旧対策を円滑に推進することを目的に、近畿地方整備局長が推薦し、委嘱した高度な専門知識を有する大学の教授等（以下：「道路防災ドクター」と言う。）が道路構造物の異常箇所や被災箇所の安全性や耐久性、対策工の必要の有無などの診断を行うために必要な現地情報（道路構造、重要構造物、過去の補修履歴など）などの資料収集・作成を行い、現地で「道路防災ドクター」と調査を行うと共に、適切な補修方法・復旧方法の検討及び提案を行う業務である。

本業務を実施するにあたっては、診断対象箇所の現地情報（道路構造、重要構造物、過去の補修履歴など）を速やかに抽出できる道路管理データベースシステム（MICHIシステム）、またはこれと同等のシステムの活用が必要不可欠である。

また、近畿地方整備局管内の既往災害や地域特性及び地形地質等に関する知識や道路構造物や道路防災対策に関する知識を有しているとともに、対策必要箇所に対して的確な補修・復旧方法などの提案が出来る技術力が必要であるとともに、補修・復旧方法等を提案する際には、特定の企業・個人に偏らない適切な資材・工法を選択するため公平性・中立性が求められることから、（財）道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度道路防災に関する対策工法等検討業務

(2) 業務内容

1) 「道路防災ドクター」の現地診断に必要な資料の作成および補修方法、復旧方法の検討及び提案

- ・ 「道路防災ドクター」による道路構造物の安全性や耐久性等の診断、対策工の必要性の有無を判断するために、災害箇所の道路構造、重要構造物、補修履歴など現地情報を道路管理データベースシステム（MICHIシステム）等により抽出し、現地診断に必要な資料収集・作成。

- ・ 「道路防災ドクター」と共に、診断対象箇所の道路構造物等の状況調査の実施、及び現地診断において推定された原因に基づいて、適切な補修方法・復旧方法等

の検討及び提案。

2) 連絡会開催

・連絡会運営

近畿地方整備局長が推薦した学識経験者を「道路防災ドクター」として委嘱して、「近畿地方整備局道路防災連絡会」の運営。

・連絡会資料作成

診断予定箇所の事前調査の実施と診断計画の作成。

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、近畿地方整備局が管理する一般国道の良好な道路機能を確保するため、道路構造物等の適切な防災対策や災害復旧対策を円滑に推進することを目的とするものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加の認定を受けているもの。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

診断箇所の道路構造、重要構造物、補修履歴など現地情報を速やかに抽出できる道路管理データベースシステム（MICHISYSTEM）、またはこれと同等のシステムを保有し、また道路構造物に関する高度な知識や道路防災対策に関する技術を有しているとともに、近畿地方整備局管内の既往災害や地域特性及び地形地質等に関する豊富な知識と対策必要箇所に対して的確な補修・復旧方法などの対策提案が出来る技術力を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

国土交通省が発注する工事の受注実績、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の尊守に関する講習会・研修等を実施していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ・近畿地方整備局管内に本社・本店等、又は支社・支店・営業所等があること。
- ・常時、業務を実施する担当技術者とその体制が確保できること。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務または類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務： 平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した道路構造物等の安全性の判断、補修方法等の提案を受けるために、高度な専門知識を有する大学の教授等を複数交えた対策検討に関する業務
- ・類似業務： 平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の公共工事発注機関が発注した、道路構造物等の安全性の判断、補修方法等の提案を受けるために、高度な専門知識を有する大学の教授等を複数交えた対策検討に関する業務

(7) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

【資格要件】

以下の①から⑤のいずれかの資格保有者であること。

- ①国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- ②技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ③1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ④国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、その経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- ⑤国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

【同種又は類似業務の実績】

下記に示される同種業務または類似業務について、1件以上の受注実績を有している者であること。

- ・同種業務： 平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方建設局が発注した道路防災に関する高度な専門知識を有する大学の教授等を交えた対策検討に関する業務
- ・類似業務： 平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の公共工事発注機関が発注した、道路防災に関する高度な専門知識を有する大学の教授等を交えた対策検討に関する業務

【手持ち業務量】

平成19年5月25日時点における全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

【恒常的な雇用関係】

配置予定管理技術者については、参加意思表明する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館7階

国土交通省近畿地方整備局 道路部 道路管理課 管理係

TEL: 06-6942-1141 (代) (内線4412)

FAX: 06-6949-0867

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

(a) 交付期間 平成19年5月25日(金)から平成19年6月14日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

(b) 申込先及び交付場所 (1)に同じ

(c) 交付方法 手渡しとする。尚、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提定期限: 平成19年6月14日(木)16時00分

提出場所: (1)に同じ。

提出方法: 持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争実施のための企画提案書）の提出を要請する際の提出予定期限: 平成19年6月28日(木)16:00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時ににおいて、当該資格の認定をうけていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上